

○東京藝術大学芸術情報センター教員の任期更新時の再任評価実施要項

平成19年12月10日
芸術情報センター
運営委員会決定
最近改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1 この実施要項は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則第7条の規定に基づき、芸術情報センター教員の任期更新時における再任評価（以下「再任評価」という。）の実施に関し、評価項目、評価基準及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

(評価項目)

第2 評価項目は、次のとおりとする。

- 1 研究業績
- 2 教育業績
- 3 大学運営上の貢献
- 4 社会貢献
- 5 その他

(評価基準)

第3 第2で示した項目の評価は、別紙1により行うものとする。

- 1 更新可とする者は、各項目評価において、「A」が1つ以上又は「B」が3つ以上ある者とする。

(再任評価の実施手順)

第4 再任評価の実施手順は、次のとおりとする。

- 1 教員は、任期の付されている期間の活動状況を基に業績調書（別紙2）を作成し、任期満了の1年5月前までに芸術情報センター長（以下「センター長」）に提出するものとする。
- 2 センター長は、芸術情報センター運営委員会において再任評価の審議を1年4月前までに行うものとする。
- 3 芸術情報センター運営委員会の審査結果に疑義が生じた場合（再任不可を含む。）は、センター長が複数の外部委員を含む再任評価審査委員会を設置し、審査を付託するものとする。
- 4 センター長は、芸術情報センターの再任評価の審査結果を1年2月前までに学長へ報告するものとする。

附 則

この要項は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別紙 1

再 任 評 価 基 準

1. 評語

A：特に優れている
B：水準に達している
C：改善を要する

2. 評価項目

項 目	A	B	C
(1) 研究業績			
(2) 教育業績			
(3) 大学運営上の貢献			
(4) 社会貢献			
(5) その他			

※再任を可とされる者

次に掲げる者は、再任評価基準に達した者とする。

①評価項目において、「A」が1つ以上ある者

②評価項目において、「B」が3つ以上ある者

上記の①又は②の基準に達しない者は、再任評価審議委員会で審議を要する者とする。

別紙 2

業 績 調 書

平成 年 月 日現在

氏名 印

1. 研究業績（創作活動、著書、発表論文等）

2. 教育実績（担当授業科目、担当学生数等）

3. 大学運営上の貢献（委員会等活動等）

4. 社会への貢献（教育・研究活動、地域・国際活動、共同・受託研究等）

5. その他（上記項目以外の特記事項等：センターにおけるマネジメント等含む。）

※各項目について細分できない場合、複数項目の記入及び任期の付されている期間
外からの活動が続いている場合はその旨記載すること。